

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28 年 9 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
2 基幹統計調査の承認	3
社会生活基本調査（総務省）	3
小売物価統計調査（総務省）	5
3 一般統計調査の承認	8
中小企業実態基本調査（経済産業省）	8
パートタイム労働者総合実態調査（厚生労働省）	10
通信利用動向調査（総務省）	13
ポストドクター等の雇用・進路に関する調査（文部科学省）	15
能力開発基本調査（厚生労働省）	16
労働経済動向調査（厚生労働省）	20
全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）	24
航空貨物動態調査（国土交通省）	26
国際航空貨物動態調査（国土交通省）	27
法人土地・建物基本調査平成28年予備調査（国土交通省）	29
公益法人の寄附金収入に関する実態調査（内閣府）	31
青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）	32
たばこ関連産業の実態等に関する調査（財務省）	34
中京都市圏物資流動調査（国土交通省）	35
4 届出統計調査の届出	36
(1) 新規	36
(2) 変更	39

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行

われた統計調査をいう。

- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。

1 統計調査の承認等の状況（総括表）

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
社会生活基本調査	総務大臣	平成28年調査の実施に当たり、平成28年熊本地震による災害への対応として、調査対象の地域的範囲及び報告者数を変更	H28.9.9
小売物価統計調査	総務大臣	平成29年1月からの調査の実施に当たり、構造編の調査品目のうち、13品目を追加、13品目を廃止	H28.9.14

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H28.9.8	中小企業実態基本調査	経済産業大臣
H28.9.14	パートタイム労働者総合実態調査	厚生労働大臣
H28.9.16	通信利用動向調査	総務大臣
H28.9.16	ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	文部科学大臣
H28.9.16	能力開発基本調査	厚生労働大臣
H28.9.16	労働経済動向調査	厚生労働大臣
H28.9.16	全国ひとり親世帯等調査	厚生労働大臣
H28.9.20	航空貨物動態調査	国土交通大臣
H28.9.20	国際航空貨物動態調査	国土交通大臣
H28.9.28	法人土地・建物基本調査平成28年予備調査	国土交通大臣
H28.9.30	公益法人の寄附金収入に関する実態調査	内閣総理大臣
H28.9.30	青少年のインターネット利用環境実態調査	内閣総理大臣
H28.9.30	たばこ関連産業の実態等に関する調査	財務大臣
H28.9.30	中京都市圏物資流動調査	国土交通大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

2 基幹統計調査の承認

【調査名】 社会生活基本調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 9 日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室

【目的】 社会生活基本統計（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項第 3 号に規定する基幹統計）を作成し、国民の生活時間の配分及び国民の生活行動を詳細に把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査として、昭和 51 年から 5 年ごとに実施されてきたものであり、平成 21 年 4 月に統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）が全面施行されたことに伴い、法第 2 条第 4 項第 3 号に規定する基幹統計（社会生活基本統計）を作成するための基幹統計調査として位置付けられたものである。

【調査の構成】 1 - 社会生活基本調査（調査票 A） 2 - 社会生活基本調査（調査票 B）

【公表】 インターネット（調査票 A：調査実施年の翌年 9 月末日、調査票 B：調査実施年の翌年 12 月末日）及び印刷物

1 - 社会生活基本調査（調査票 A）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県の一部地域を除く。）（単位）世帯及び個人（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数/母集団数）【世帯】約 83,000 / 約 5200 万、【対象世帯におけるその 10 歳以上の世帯員】約 186,000 / 約 1 億 1600 万（配布）調査員（収集）調査員・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の 10 月 20 日現在（系統）総務省 - 都道府県 - 指導員・調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）5 年（実施期間）平成 28 年 10 月 6 日～10 月 30 日

【調査事項】 1 . 全ての世帯員に関する事項（1）世帯主との続柄、（2）出生の年月又は年齢、（3）在学、卒業等教育又は保育の状況

2 . 10 歳未満の世帯員に関する事項（1）育児支援の利用の状況

3 . 10 歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）配偶の関係、（4）ふだんの健康状態、（5）学習・研究活動の状況、（6）ボランティア活動の状況、（7）スポーツ活動の状況、（8）趣味・娯楽活動の状況、（9）旅行・行楽の状況、（10）スマートフォン・パソコンなどの使用状況、（11）生活時間配分及び天候

4 . 15 歳以上の世帯員に関する事項（1）介護の状況、（2）就業状態、

(3) 就業希望の状況、(4) 従業上の地位、(5) 勤務形態、(6) 年次有給休暇の取得日数、(7) 仕事の種類、(8) 所属の企業全体の従業者数、(9) ふだんの 1 週間の就業時間、(10) 希望する 1 週間の就業時間、(11) 仕事からの年間収入

5 . 世帯に関する事項(1) 世帯の種類、(2) 10 歳以上の世帯員数、(3) 10 歳未満の世帯員数、(4) 住居の種類、(5) 自家用車の所有の状況、(6) 世帯の年間収入、(7) 介護支援の利用の状況、(8) 不在者の有無

2 - 社会生活基本調査 (調査票 B)

【調査対象】 (地域) 全国 (ただし、平成 28 年熊本地震の影響により、熊本県の一部地域を除く。) (単位) 世帯及び個人 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出枠) 国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 【世帯】 約 5,000 / 約 5200 万、【対象世帯におけるその 10 歳以上の世帯員】 約 11,000 / 約 1 億 1600 万 (配布) 調査員 (収集) 調査員・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の 10 月 20 日現在 (系統) 総務省 - 都道府県 - 指導員・調査員 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 5 年 (実施期間) 平成 28 年 10 月 6 日 ~ 10 月 30 日

【調査事項】 1 . 全ての世帯員に関する事項、(1) 世帯主との続柄、(2) 出生の年月又は年齢、(3) 在学、卒業等教育又は保育の状況

2 . 10 歳未満の世帯員に関する事項 (1) 育児支援の利用の状況

3 . 10 歳以上の世帯員に関する事項 (1) 氏名、(2) 男女の別、(3) 配偶の関係、(4) ふだんの健康状態、(5) 生活時間配分及び天候

4 . 15 歳以上の世帯員に関する事項 (1) 介護の状況、(2) 就業状態、(3) 従業上の地位、(4) 勤務形態、(5) 年次有給休暇の取得日数、(6) 仕事の種類、(7) ふだんの 1 週間の就業時間、(8) 希望する 1 週間の就業時間、(9) 仕事からの年間収入

5 . 世帯に関する事項(1) 世帯の種類、(2) 10 歳以上の世帯員数、(3) 10 歳未満の世帯員数、(4) 住居の種類、(5) 自家用車の所有の状況、(6) 世帯の年間収入、(7) 介護支援の利用の状況、(8) 不在者の有無

【調査名】 小売物価統計調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 14 日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 昭和 25 年 6 月から毎月調査として開始。

平成 25 年に、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、従前の毎月調査を「小売物価統計調査（動向編）」、新たに創設された地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を把握するための毎年調査を「小売物価統計調査（構造編）」として再編。

【調査の構成】 1 - 小売物価統計調査【動向編】 2 - 小売物価統計調査【構造編（地域別）】 3 - 小売物価統計調査【構造編（店舗形態別）】 4 - 小売物価統計調査【構造編（銘柄別）】

【公表】 調査の結果は、集計完了の都度、インターネット（e-Stat）への掲載、閲覧に供する方法等で公表する。

1 - 小売物価統計調査【動向編】

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所、世帯 （属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所、
【調査対象】 民間借家に居住している世帯（抽出枠）
【調査対象】 民間家賃】総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民間借家世帯を、都道府県知事が選定
【調査員調査品目】総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
【都道府県調査品目】都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定
【総務省調査品目】総務大臣が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出、有意抽出 （客体数）約 28,000 事業所、約 25,000 世帯 （配布）調査員・その他（都道府県及び総務省） （収集）調査員・その他（都道府県及び総務省） （記入）他計 （把握時）
【調査員調査品目（民間家賃を除く。）】毎月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。（ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の 5 日、12 日及び 22 日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日）
【民間家賃】毎月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日
【都道府県調査品目】毎月の 12 日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の 5 日を含む週の水曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日
【総務省調査

品目】毎月の 12 日を含む週の金曜日。ただし、遊園地入場・乗物代については、毎月の 12 日を含む週の日曜日（系統）【調査員調査品目（民営家賃を除く。）】総務省 - 都道府県 - 指導員・調査員 - 報告者 【民営家賃】総務省 - 都道府県 - 指導員・調査員 - 報告者 【都道府県調査品目】総務省 - 都道府県 - 報告者 【総務省調査品目】総務省 - 報告者

【周期・期間】（周期）毎月（提出期限）調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

【調査事項】総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに付帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

2 - 小売物価統計調査【構造編（地域別）】

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所（抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）約 500（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）奇数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日（系統）総務省 - 都道府県 - 指導員・調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）隔月（奇数月）（提出期限）調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

【調査事項】総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに付帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

3 - 小売物価統計調査【構造編（店舗形態別）】

【調査対象】（地域）全国（東京都を除く。）（単位）事業所（属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所（抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）約 1,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）偶数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日（系統）総務省 - 道府県 - 指導員・調査員 - 報告者

【周期・期間】（周期）隔月（偶数月）（提出期限）調査員及び指導員は道府県知事に対しその定める期限までに、道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

【調査事項】 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

4 - 小売物価統計調査【構造編（銘柄別）】

【調査対象】 （地域）東京都区部 （単位）事業所 （属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所 （抽出枠）総務大臣が定める調査地域内において、東京都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）約 15 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）偶数月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日 （系統）総務省 - 東京都 - 指導員・調査員 - 報告者

【周期・期間】 （周期）隔月（偶数月） （提出期限）調査員及び指導員は東京都知事に対しその定める期限までに、東京都知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

【調査事項】 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

3 一般統計調査の承認

【調査名】 中小企業実態基本調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 8 日

【実施機関】 経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室

【目的】 中小企業基本法第 10 条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。）に基づき、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 調査票甲 法人企業用 2 - 調査票甲 個人事業者用 3 - 調査票乙

【公表】 インターネット（速報：翌年 3 月下旬）、インターネット及び印刷物（確報：翌年 7 月下旬、中小企業白書：翌年 4 月下旬）

1 - 調査票甲 法人企業用

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類「D - 建設業」、「E - 製造業」、「G - 情報通信業」、「H - 運輸業、郵便業」、「I - 卸売業、小売業」、「K - 不動産業、物品賃貸業」、「L - 学術研究、専門・技術サービス業」、「M - 宿泊業、飲食サービス業」、「N - 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R - サービス業（他に分類されないもの）」のうち、本調査計画に掲げる業種及び規模に属する企業（個人事業者を除く。）から選定した企業（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）約 37,000 / 約 3,260,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年 3 月 31 日現在 （系統）中小企業庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 年 （実施期間）毎年 9 月上旬～11 月中旬

【調査事項】 1 . 企業の概要（1）設立年、（2）会社形態、（3）従業員、（4）海外展開

2 . 決算（1）売上高及び営業利益等、（2）負債及び純資産、（3）中小企業税制の利用、（4）設備投資、（5）リース利用、（6）研究開発、（7）特許権・実用新案権・意匠権・商標権、（8）売上高の内訳

3 . 原材料・商品（製品）の仕入先・販売先

- 4. 工事の受注
- 5. 受託の状況
- 6. 委託の状況
- 7. 中小企業の会計に関する基本要領

2 - 調査票甲 個人事業者用

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人事業者 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「D - 建設業」、「E - 製造業」、「G - 情報通信業」、「H - 運輸業、郵便業」、「I - 卸売業、小売業」、「K - 不動産業、物品賃貸業」、「L - 学術研究、専門・技術サービス業」、「M - 宿泊業、飲食サービス業」、「N - 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R - サービス業(他に分類されないもの)」のうち、本調査計画に掲げる業種及び規模に属する企業(個人事業者に限る。)から選定した企業 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約 20,000 / 約 3,260,000 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)中小企業庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年9月上旬～11月中旬

【調査事項】 1. 企業の概要(1)設立年、(2)従業者、(3)海外展開
 2. 決算(1)売上(収入)金額及び経費、(2)中小企業税制の利用、(3)設備投資、(4)リース利用、(5)研究開発、(6)特許権・実用新案権・意匠権・商標権、(7)売上高の内訳
 3. 原材料・商品(製品)の仕入先・販売先
 4. 工事の受注
 5. 受託の状況
 6. 委託の状況

3 - 調査票乙

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)調査票甲 法人企業用に同じ。(抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約 58,000 / 約 3,260,000 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)中小企業庁 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1年 (実施期間)毎年9月上旬～11月中旬

【調査事項】 調査票甲 法人企業用に同じ

【調査名】 パートタイム労働者総合実態調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 14 日

【実施機関】 厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当）付雇用・賃金福祉統計室

【目的】 パートタイム労働者について、事業所における雇用管理の現状、労働者の働き方の実態や意識等を把握し、パートタイム労働法の改正前後の変化等を明らかにして、雇用に関する諸問題に的確に対応した施策の立案に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成 2 年に開始された。

【調査の構成】 1 - 事業所調査（事業所票） 2 - 個人調査（個人票）

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成 29 年 9 月、報告書：平成 30 年 3 月）

1 - 事業所調査（事業所票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に基づく次の産業に属し、常用労働者を 5 人以上雇用している事業所。「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」，「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「情報通信業」，「運輸業，郵便業」，「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業（家事サービス業を除く。）」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」，「複合サービス事業」，「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）事業所母集団データベース（平成 26 年次フレーム）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）約 17,000 / 約 1,900,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成 28 年 10 月 1 日現在 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期間】 （周期）不定期 （実施期間）平成 28 年 9 月 23 日～10 月 15 日

【調査事項】 1 . 事業所の属性(1) 事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数、(2) 労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数、(3) 就業形態・性別労働者数、(4) 契約期間の定めのない正社員以外の労働者数、(5) 60 歳以上のパート労働者数及び定年後の継続雇用者数

2 . 職種・労働者の種類別労働者数

3 . 雇用管理の状況(1) パートを雇用する理由、(2) 正社員の 1 週当たりの所定労働時間数、正社員と比較した場合のパートの所定労働時間数の割合別労働者数、(3) 正社員と比較した場合のパートの 1 週当たりの所定労働時間・所定労働日数のパターン、(4) パート等の雇用期間の定めの有無、1 回当たりの雇用期間、(5) パート等の人事異動の実施状況、(6)

パート等の役職者の有無、役職者の種類別労働者数、(7)労働者の種類等・職務関連賃金決定の際に考慮した内容、(8)労働者の種類等・教育訓練の実施状況、(9)労働者の種類等・手当等、各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況、(10)パート等の人事評価・考課基準の状況及び処遇への反映状況、(11)労働者の種類等・通勤手当の算定要素

4. 正社員への転換制度(1)パート等の正社員転換制度の有無、その基準及びパート等を正社員へ転換する際に支障となる点、(2)パート等から正社員に転換する際の雇用形態、(3)過去3年間における性別の正社員への転換希望者の有無、性別希望者数及び転換者数

5. 処遇の説明(1)採用時等におけるパートへの処遇の説明状況、(2)過去3年間のパートから処遇に関する説明を求められたかの有無、求められた内容についての説明の有無、工夫している点、(3)パートに対する相談体制の整備及び相談実績

6. パートが働きやすい職場作りの取組

7. 改正パートタイム労働法施行後に講じた改善措置実施の有無及び実施内容

8. 雇用管理の見直しの際に改正パートタイム労働法の「短時間労働者の待遇の原則」を考慮している点

9. 正社員と職務が同じパートの雇用管理の状況(1)基本賃金、役職手当、賞与、退職金の有無及び支払状況、(2)正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合、正社員との間に賃金差がある理由

10. 正社員と職務が同じで、かつ人事異動等の有無や範囲が同じパートの雇用管理の状況(1)基本賃金、役職手当、賞与、退職金の支払の有無及び支払状況、(2)正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合

2 - 個人調査(個人票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性・抽出枠)事業所票の調査対象事業所において就業しているパートタイム労働者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約14,000/約11,000,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成28年10月1日現在 (系統)配布:厚生労働省-民間事業者-事業所調査対象事業所-報告者、収集:報告者-厚生労働省

【周期・期間】 (周期)不定期 (実施期間)平成28年10月14日~11月30日

【調査事項】 1.個人の属性(1)性、年齢、(2)最終学歴又は在学の状況、(3)正社員として働いた経験の有無、(4)配偶者の有無、配偶者の昨年の年収階

級、(5) 同居家族の有無及び同居家族の続柄、(6) 主な収入源

2 . 働いている理由、パートを選んだ理由

3 . パートの就業の実態、労働条件等について(1) 通算勤続期間、(2) 現在の会社における勤続期間、(3) 雇用期間の定めの有無、雇用期間、労働契約の更新の有無及び更新回数、(4) 1 週間の出勤日数、1 日の所定労働時間、(5) 平成 28 年 9 月の残業の有無、月間残業時間、(6) 給与形態・給与額、今年夏の賞与(ボーナス) の有無、(7) 平成 27 年(1 年間) にパートとして働いて得た年収、(8) 雇用保険の加入の有無、社会保険の種類別加入状況、(9) 過去 1 年間の就業調整の有無及び就業調整の理由、(10) 現在の職種、(11) 役職の有無及び役職の内容、(12) 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無、正社員と比較した場合の賃金水準についての意識、(13) 教育訓練(OJT) の状況、(14) 教育訓練(Off - JT) の有無及び内容、(15) パートに対する福利厚生、(16) パートが利用できる休暇制度、休暇取得のしやすさ、休暇取得がしにくい理由、(17) 採用時等におけるパートの待遇についての説明状況、(18) 待遇についての説明の要求の有無及び結果、説明を求めたことがない理由、(19) 会社の相談窓口等への相談状況及び対応状況

4 . パートの仕事についての考え方(1) 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無及び内容、(2) 今後の働き方の希望、(3) 正社員になりたいと考える理由、(4) 正社員になった場合に希望する制度

【調査名】 通信利用動向調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 16 日

【実施機関】 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室

【目的】 利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 通信利用動向調査 調査票（世帯用） 2 - 通信利用動向調査 調査票（企業用）

【公表】 印刷物及びインターネット（調査実施翌年の 5 月末）

1 - 通信利用動向調査 調査票（世帯用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）直近の 4 月 1 日現在で満年齢 20 歳以上の世帯員がいる世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）40,592 / 51,950,504 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）9 月 30 日 （系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 年 （実施期間）毎年 10 月下旬～11 月下旬

【調査事項】 1．世帯全体用（1）情報通信機器の保有状況（全員）（2）インターネットの利用状況（全員）（3）インターネット利用における被害状況（一部）（4）インターネット利用におけるセキュリティ対策状況（一部）（5）インターネット対応型テレビ受信機の利用状況（一部）（6）世帯の構成（世帯員数、6 歳未満世帯員数、世帯年収）（全員）

2．世帯構成員用（1）モバイル端末の保有状況（全員）（2）インターネットの利用状況（全員）（3）インターネットの利用目的、用途（全員）（4）テレワークの実施状況（一部）（5）インターネットを利用して感じる不安等（一部）（6）セキュリティ対策の実施状況（一部）

2 - 通信利用動向調査 調査票（企業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「公務（他に分類されるものを除く）」を除く産業に属する常用雇用者規模 100 人以上の企業 （抽出枠）事業所母集団データベース平成 26 年次フレーム（速報版）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）5,140 / 41,659 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）9 月 30 日又は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日若しくは調査時点に最も近い決算日までの 1 年間 （系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 年 （実施期間）毎年 10 月下旬～11 月下旬

【調査事項】 1 .インターネットの利用状況、2 .インターネットによる情報発信、3 .電子商取引、4 .無線通信技術を利用したシステム・ツールの導入状況、5 .クラウドコンピューティングの利用状況、6 .テレワーク、7 .ICT 教育、8 .情報通信ネットワークの安全対策、9 .情報通信ネットワークの利用上の問題点等、10 .企業の概要（資本金額、年間売上高、営業利益、人件費、減価償却費、固定資産額及び従業員数）

【調査名】 ポストドクター等の雇用・進路に関する調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 16 日

【実施機関】 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課

【目的】 日本国内の大学・公的研究機関で研究に従事しているポストドクター等の人数、属性、雇用及び進路の状況等の把握により、若手研究者を取り巻く課題を分析し、今後の施策の検討に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - ポストドクター等の雇用・進路に関する調査票

【公表】 インターネット（調査実施年の翌年 12 月頃）

1 - ポストドクター等の雇用・進路に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）大学等 （属性）大学（短期大学を除く。）、大学
共同利用機関、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発法人

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約 1,500 （配布）オンライン （収集）オン
ライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の 4 月 1 日～調査実施
年の 3 月 31 日 （系統）文部科学省 - 報告者

【周期・期間】 （周期）3 年 （実施期間）調査実施年の 9 月下旬～調査実施年の翌年
の 1 月下旬

【調査事項】 1．ポストドクター等の属性情報（所属、性別、国籍、生年、博士課程修
了年度、博士号の有無） 2．ポストドクター等の採用前の状況（採用前の
職業、所属、所在） 3．ポストドクター等の研究状況（分野、在籍研究室
企業との共同・受託研究の実績） 4．ポストドクター等の雇用状況（主な
雇用財源、機関負担の社会保険加入状況、所属開始年、任期の長さ） 5．
ポストドクター等の平成 28 年 4 月 1 日時点での在籍状況、6．ポストドク
ター等の転出・異動状況（職業、所属、所在、任期の有無） 7．その他

【調査名】 能力開発基本調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 16 日

【実施機関】 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

【目的】 我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成 18 年 5 月参議院厚生労働委員会及び平成 18 年 6 月衆議院厚生労働委員会)において、職場における非正規労働者に対する能力開発の実態を把握することとされたことを踏まえ、平成 18 年から厚生労働省が毎年実施しているものである。

【調査の構成】 1 - 能力開発基本調査(企業票) 2 - 能力開発基本調査(事業所票)
3 - 能力開発基本調査(個人票)

【公表】 インターネット(厚生労働省 HP 及び e-Stat)及び印刷物(調査実施翌年の 3 月)

1 - 能力開発基本調査(企業票)

【調査対象】 (地域)全国(ただし、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」に該当する市区町村を除く。)(単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を 30 人以上雇用している民間企業。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」(小分類「家事サービス業」を除く。)「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(中分類「外国公務」を除く。)(抽出枠)事業所母集団データベース(平成 26 年次フレーム)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)約 7,300 / 約 162,000 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年 10 月 1 日現在(一部の項目については、調査実施前年度の 1 年間の実績、調査実施前年度を含む過去 3 年度の実績及び調査実施年度を含む今後 3 年度の見込) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1 年 (実施期間)10 月 1 日~12 月 12 日

【調査事項】 1 . 企業の概要(1)企業全体の常用労働者数
2 . OFF-JT 及び自己啓発支援に支出した費用(1)OFF-JT 及び自己啓発

支援への支出状況、(2) OFF-JT 及び自己啓発支援に支出した費用

3. 能力開発の考え方

4. 能力開発の実績・見込み

5. 事業内職業能力開発計画及び職業能力開発推進者(1) 事業内職業能力開発計画の作成状況、(2) 事業内職業能力開発計画の作成方法、(3) 職業能力開発推進者の選任状況、(4) 職業能力開発推進者の選任方法

6. 教育訓練休暇制度及び教育訓練短時間勤務制度の導入状況(1) 教育訓練休暇制度の導入状況・導入予定、(2) 教育訓練短時間勤務制度の導入状況・導入予定、(3) 教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入する予定がない場合のその理由

2 - 能力開発基本調査(事業所票)

【調査対象】 (地域) 全国(ただし、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」に該当する市区町村を除く。)(単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」(小分類「家事サービス業」を除く。) 「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」(中分類「外国公務」を除く。)(抽出枠) 事業所母集団データベース(平成26年次フレーム)

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数/母集団数) 約7,200/約238,000 (配布) 郵送 (収集) 調査員・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込) (系統) 配布: 厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者、収集: 報告者 - (調査員) - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期間】 (周期) 1年 (実施期間) 10月1日~12月12日

【調査事項】 1. 事業所の概要(1) 企業全体の常用労働者数、(2) 事業所の常用労働者数、(3) 事業所の離職者数

2. 教育訓練の実施に関する事項(1) OFF-JT の実施状況、(2) 実施した OFF-JT の教育訓練機関の種類、(3) 実施した OFF-JT の内容、(4) 計画的な OJT の実施状況

3. 人材育成(1) 人材育成に関する問題点

4. 労働者のキャリア形成支援(1) キャリアコンサルティングを行うしくみの導入状況、(2) キャリアコンサルティングを行っている時期、(3) キャリアコンサルティングを行っている目的、(4) キャリアコンサルティングを行ううえでの問題点、(5) キャリアコンサルタントの導入状況、(6) キャリアコンサルティングを行っていない場合のその理由、(7) ジョブ・カードの認知状況、(8) 労働者の自己啓発に対する支援の内容

5. 労働者の職業能力評価(1) 職業能力評価の実施状況、(2) 職業能力評価における検定・資格の利用状況、(3) 検定・資格を受検する労働者に対する費用補助の状況、(4) 職業能力評価の活用状況、(5) 職業能力評価の取組における問題点

6. 技能の継承(1) 技能継承の問題の有無、(2) 技能継承の取組状況

3 - 能力開発基本調査(個人票)

【調査対象】 (地域) 全国(ただし、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」に該当する市区町村を除く。)(単位) 個人 (属性) 事業所票の対象となる事業所に雇用されている常用労働者。(抽出枠) 事業所を第1次抽出単位、その事業所に雇用されている労働者を第2次抽出単位とし、事業所は事業所調査の調査対象事業所とし、労働者は雇用形態を層とする層化二段無作為抽出により選定する。

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数/母集団数) 約 29,500 / 約 21,550,000 (配布) 調査員 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在(一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込) (系統) 配布: 厚生労働省 - 民間事業者 - 調査員 - 調査対象事業所 - 報告者、収集: 報告者 - (調査員) - 民間事業者 - 厚生労働省

【周期・期間】 (周期) 1年 (実施期間) 10月15日～12月26日

【調査事項】 1. 労働者の属性(1) 性別、(2) 年齢、(3) 就業状態、(4) 最終学歴、(5) 雇用形態、(6) 勤続年数、(7) 業務、(8) 役職、(9) 1週間の就業時間

2. 会社を通して受講した教育訓練(1) OFF-JTの受講状況、(2) 受講したOFF-JTの延べ受講時間、(3) 受講したOFF-JTの業務における役立ち度、(4) 部下・同僚・仕事仲間に行った指導・アドバイスの実施状況、(5) 上司・同僚・仕事仲間から受けた指導・アドバイスの実施状況、(6) 上司・同僚・仕事仲間から受けた指導・アドバイスの業務における役立ち度

3. 自己啓発(1) 自己啓発の実施状況、(2) 自己啓発の実施内容、(3)

自己啓発の実施時間、(4) 自己啓発の自己負担費用、(5) 自己啓発の費用補助の状況、(6) 自己啓発の費用補助額、(7) 自己啓発を行った理由、(8) 自己啓発の業務における役立ち度、(9) 社外で実施する自己啓発に対する職場の協力状況、(10) 自己啓発の問題点

4 . これからの職業生活設計 (1) 職業生活設計に対する考え方、(2) キャリアコンサルティングの経験の有無、(3) キャリアコンサルティングを実施する主な組織・機関、(4) キャリアコンサルティングの役立ち度、(5) キャリアコンサルタントによる相談の利用意向、(6) 教育訓練休暇制度の有無及び利用状況、(7) 教育訓練休暇制度の今後の利用予定

【調査名】 労働経済動向調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 16 日

【実施機関】 厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

【目的】 景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題等を迅速に把握し、労働政策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働経済動向調査票（2月調査） 2 - 労働経済動向調査票（5月調査） 3 - 労働経済動向調査票（8月調査） 4 - 労働経済動向調査票（11月調査）

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施月の翌月、詳細：調査実施年の翌年2月）

1 - 労働経済動向調査票（2月調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」（中分類「学術・開発研究機関」を除く。）、「宿泊業、飲食サービス業」（小分類「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（小分類「家事サービス業」、「火葬・墓地管理業」及び「冠婚葬祭業」を除く。）、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」、「その他のサービス業」及び「外国公務」を除く。）に属し、常用労働者 30 人以上の民営事業所（抽出枠）事業所母集団データベース（平成 24 年次フレーム）による名簿を抽出名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数/母集団数）約 5,800 / 約 250,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年 2 月 1 日現在（一部の項目については、調査実施年の前年 10 月から調査実施年 6 月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年 2 月から調査実施年 1 月までの実績） （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期間】 （周期）四半期（平成 29 年 2 月調査以降） （実施期間）毎年 2 月 1 日～ 2 月 7 日

【調査事項】 1 . 事業所の属性に関する事項（事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数）

2 . 生産・売上等の動向に関する事項（1）生産・売上額等の対前期増減（見込）状況、（2）生産・売上額等の対前期増減（見込）理由

3. 雇用、労働時間の動向に関する事項（1）所定外労働時間の対前期増減（見込）状況、（2）労働者数の対前期増減（見込）状況、（3）常用労働者の中途採用の実績及び予定

4. 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項

5. 雇用調整等の実施状況に関する事項

6. 調査実施年の新規学卒者の採用内定状況に関する事項

7. 正社員以外の労働者から正社員への登用状況に関する事項

2 - 労働経済動向調査票（5月調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）労働経済動向調査票（2月調査）に同じ（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム）による名簿を抽出名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）約5,800/約250,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年5月1日現在（一部の項目については、調査実施年1月から調査実施年9月までの実績及び見込）（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期間】（周期）四半期（平成29年2月調査以降）（実施期間）毎年5月1日～5月15日

【調査事項】1. 事業所の属性に関する事項（事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数）

2. 生産・売上等の動向に関する事項（1）生産・売上額等の対前期増減（見込）状況、（2）生産・売上額等の対前期増減（見込）理由

3. 雇用、労働時間の動向に関する事項（1）所定外労働時間の対前期増減（見込）状況、（2）労働者数の対前期増減（見込）状況、（3）常用労働者の中途採用の実績及び予定

4. 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項

5. 雇用調整等の実施状況に関する事項

6. 調査実施年翌年の新規学卒者の採用計画等に関する事項

3 - 労働経済動向調査票（8月調査）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）労働経済動向調査票（2月調査）に同じ（抽出枠）事業所母集団データベース（平成24年次フレーム）による名簿を抽出名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）約5,800/約250,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年8月1日現在（一部の項目については、調査実施年4月から調査実施年12月ま

での実績及び見込、又は調査実施年の前年 8 月から調査実施年 7 月までの実績並びに調査実施年 8 月から調査実施年の翌年 7 月までの見込) (系統)
厚生労働省 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 四半期 (平成 29 年 2 月調査以降) (実施期間) 毎年 8 月 1 日 ~ 8 月 7 日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項 (事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数)

2. 生産・売上等の動向に関する事項 (1) 生産・売上額等の対前期増減 (見込) 状況、(2) 生産・売上額等の対前期増減 (見込) 理由

3. 雇用、労働時間の動向に関する事項 (1) 所定外労働時間の対前期増減 (見込) 状況、(2) 労働者数の対前期増減 (見込) 状況、(3) 常用労働者の中途採用の実績及び予定

4. 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項

5. 雇用調整等の実施状況に関する事項

6. 既卒者の募集採用に関する事項

7. 労働者不足の対処方法に関する事項

4 - 労働経済動向調査票 (11 月調査)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 労働経済動向調査票 (2 月調査) に同じ (抽出枠) 事業所母集団データベース (平成 24 年次フレーム) による名簿を抽出名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 約 5,800 / 約 250,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年 11 月 1 日現在 (一部の項目については、調査実施年 7 月から調査実施年の翌年 3 月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年 11 月から調査実施年 10 月までの実績並びに調査実施年 11 月から調査実施年の翌年 10 月までの見込) (系統) 厚生労働省 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 四半期 (平成 29 年 2 月調査以降) (実施期間) 毎年 11 月 1 日 ~ 11 月 7 日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項 (事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数)

2. 生産・売上等の動向に関する事項 (1) 生産・売上額等の対前期増減 (見込) 状況、(2) 生産・売上額等の対前期増減 (見込) 理由

3. 雇用、労働時間の動向に関する事項 (1) 所定外労働時間の対前期増減 (見込) 状況、(2) 労働者数の対前期増減 (見込) 状況、(3) 常用労働者の中途採用の実績及び予定

- 4 . 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項
- 5 . 雇用調整等の実施状況に関する事項
- 6 . 働き方改革の取組に関する事項
- 7 . 事業の見直しと雇用面での対応状況に関する事項

【調査名】 全国ひとり親世帯等調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 16 日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

【目的】 全国の父のいない児童（満 20 歳未満の子供で未婚の者をいう。以下この調査において同じ）が、その母によって養育されている世帯（以下この調査において「母子世帯」という。）母のいない児童が、その父によって養育されている世帯（以下この調査において「父子世帯」という。）父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯（以下この調査において「養育者世帯」という。）の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 全国ひとり親世帯等調査調査票（母子世帯用） 2 - 全国ひとり親世帯等調査調査票（父子世帯用） 3 - 全国ひとり親世帯等調査調査票（養育者世帯用）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施翌年 6 月）

【備考】 調査名を「全国母子世帯等調査」から変更

1 - 全国ひとり親世帯等調査調査票（母子世帯用）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成 28 年度調査については、平成 28 年熊本地震による災害への対応のため、熊本県の全域を除く。）（単位）世帯（属性）母子世帯（抽出枠）平成 22 年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数 / 母集団数）約 2,850 / 約 998,000（配布）調査員（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年 11 月 1 日現在（系統）配布：厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者、収集：報告者 - 福祉事務所 - 都道府県・指定都市・中核市 - 厚生労働省

【周期・期間】（周期）5 年（実施期間）平成 28 年 11 月 1 日～11 月 15 日

【調査事項】 1．世帯の状況、2．住居・仕事・子どもの状況、3．福祉関係の公的制度の利用状況、4．困っていること、5．相談相手 等

2 - 全国ひとり親世帯等調査調査票（父子世帯用）

【調査対象】（地域）全国（ただし、平成 28 年度調査については、平成 28 年熊本地震による災害への対応のため、熊本県の全域を除く。）（単位）世帯（属性）父子世帯（抽出枠）平成 22 年国勢調査調査区

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数 / 母集団数）約 700 / 約 64,000（配布）調査員（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年 11 月 1 日現在（系統）配布：厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 福祉事務所

- 調査員 - 報告者、収集：報告者 - 福祉事務所 - 都道府県・指定都市・中核市 - 厚生労働省

【周期・期間】 (周期) 5年 (実施期間) 平成 28 年 11 月 1 日 ~ 11 月 15 日

【調査事項】 1 . 世帯の状況、2 . 住居・仕事・子どもの状況、3 . 福祉関係の公的制度の利用状況、4 . 困っていること、5 . 相談相手 等

3 - 全国ひとり親世帯等調査調査票 (養育者世帯用)

【調査対象】 (地域) 全国 (ただし、平成 28 年度調査については、平成 28 年熊本地震による災害への対応のため、熊本県の全域を除く。) (単位) 世帯 (属性) 養育者世帯 (抽出枠) 平成 22 年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 約 110 / 約 35,000 (配布) 調査員 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年 11 月 1 日現在 (系統) 配布：厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者、収集：報告者 - 福祉事務所 - 都道府県・指定都市・中核市 - 厚生労働省

【周期・期間】 (周期) 5年 (実施期間) 平成 28 年 11 月 1 日 ~ 11 月 15 日

【調査事項】 1 . 世帯の状況、2 . 住居・仕事・子どもの状況、3 . 福祉関係の公的制度の利用状況、4 . 困っていること、5 . 相談相手 等

【調査名】 航空貨物動態調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 20 日

【実施機関】 国土交通省航空局航空ネットワーク部空港施設課

【目的】 国内航空貨物の流動パターン、品目等を調査することにより、航空貨物の需要動向予測、航空貨物輸送体系の分析及び空港整備の検討に資することを目的とする。

【沿革】 昭和 61 年度から実施している。(平成 21 年 9 月 29 日付け承認前の調査名は、昭和 61、63 年度「国内航空貨物動態調査」、平成 2～19 年度「航空貨物流動実態調査」)

【調査の構成】 1 - 航空貨物動態調査票

【公表】 インターネット(平成 29 年 6 月末)

1 - 航空貨物動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)航空運送事業者、航空運送代理事業者、貨物利用運送事業の登録・許可に基づく国内航空貨物を取り扱っている全事業者(航空運送事業者、利用航空運送事業者、航空運送代理事業者)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約 80 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日(平日 1 日) (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1 回限り (実施期間)平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日(平日 1 日)記入された調査票は、調査日の翌日から 1 か月後までに回収

【調査事項】 平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日(平日 1 日)に、調査対象企業が全国の店所で荷主から受託した国内航空貨物(発送貨物のみ)に関する次の事項

1. 小口扱・混載扱・宅配便の別、2. 輸送品目名、3. 個数、4. 重量、5. 危険物輸送について、6. 荷送人の所在地、7. 営業所への貨物の持込または集荷時間、8. 発空港名、9. 荷受人の所在地、10. 最終着空港名、11. 輸送便名(運航者・便名)、12. 乗継輸送便名(運航者・便名) 等

【調査名】 国際航空貨物動態調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 20 日

【実施機関】 国土交通省航空局航空ネットワーク部空港施設課

【目的】 国際航空貨物の国内流動パターン・国際流動パターン、品目等を調査することにより、航空貨物の需要動向予測、航空貨物輸送体系の分析及び空港整備の検討に資することを目的とする。

【沿革】 昭和 62 年度から実施している。

【調査の構成】 1 - 国際航空貨物動態調査票（輸入用） 2 - 国際航空貨物動態調査票（輸出用）

【公表】 インターネット（平成 29 年 6 月末）

1 - 国際航空貨物動態調査票（輸出用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）航空運送代理事業者、貨物利用運送事業の登録・許可情報に基づく国際航空貨物を取り扱っている全事業者（利用航空運送事業者、航空運送代理事業者） 【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約 160 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン（記入）自計 （把握時）平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日（平日 1 日） （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 回限り （実施期間）平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日（平日 1 日） 記入された調査票は、調査日の翌日から 1 か月後までに回収

【調査事項】 平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日（平日 1 日）に、調査対象企業が、航空運送状を発行した国際航空貨物（一般貨物及び国際宅配便）に関する次の事項

- 1 . 貨物区分（小口扱い・混載扱い）
- 2 . 輸送品目名、
- 3 . 貨物重量（kg）
- 4 . 爆発物検査・危険物輸送について、
- 5 . 荷送人の所在地、
- 6 . 貨物の発送施設区分（工場・倉庫・事務所・その他）
- 7 . 貨物の集約状況（持込み・集貨）
- 8 . 貨物の発送施設からの発送日・発送時間帯、
- 9 . 航空機への搭載日、
- 10 . 発空港名、
- 11 . 最終仕向国名、
- 12 . 最終着空港名、
- 13 . 申告税関名、
- 14 . 国内における航空輸送利用の有無、
- 15 . 国際航空輸送便名、
- 16 . RA 認定の有無 等（ただし、国際宅配便については 1 . 3 . 9 . 10 . 11 . 12 . 13 . 15 . のみ。）

2 - 国際航空貨物動態調査票（輸入用）

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)航空運送代理事業者、貨物利用運送事業の登録・許可情報に基づく国際航空貨物を取り扱っている全事業者 (利用航空運送事業者、航空運送代理事業者)【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約 160 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日(平日 1 日) (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 (周期)1 回限り (実施期間)平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日(平日 1 日)記入された調査票は、調査日の翌日から 1 か月後までに回収

【調査事項】 平成 28 年 10 月又は 11 月に国土交通省が設定する調査日(平日 1 日)に、調査対象企業が、全国の税関に対して輸入申告をした国際航空貨物(一般貨物及び国際宅配便)に関する次の事項

- 1 . 貨物区分(小口扱い・混載扱い)
- 2 . 輸送品目名、
- 3 . 貨物重量(kg)
- 4 . 原仕出国名、
- 5 . 発空港名、
- 6 . 荷受人の所在地、
- 7 . 着空港名、
- 8 . 空港への到着日、
- 9 . 貨物到着施設への到着日・到着時間帯、
- 10 . 貨物の到着施設区分(工場・倉庫・事務所・その他)
- 11 . 貨物の離散状況(引取り・配達)
- 12 . 申告税関名、
- 13 . 国際航空輸送便名、
- 14 . 国内における航空輸送利用の有無 等(ただし、国際宅配便については 1 . 3 . 4 . 5 . 7 . 8 . 12 . 13 . のみ。)

【調査名】 法人土地・建物基本調査平成 28 年予備調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 28 日

【実施機関】 国土交通省土地・建設産業局企画課

【目的】 平成 30 年実施予定の法人土地・建物基本調査を円滑に実施するために、調査項目、調査方法及び調査実施体制等の適否を事前に把握し検証・対処する必要があり、調査を実施する上で発生する問題を把握し、平成 30 年実施予定の法人土地・建物基本調査の企画・設計へ反映させることが目的である。

【調査の構成】 1 - 調査票 A 及び調査票 A 追加分 2 - 調査票 B 及び調査票 B 追加分
3 - 調査票 C 及び調査票 C 追加分

【公表】 非公表

1 - 調査票 A 及び調査票 A 追加分

【調査対象】 (地域) 秋田県、東京都、愛知県、岡山県、徳島県 (単位) 法人 (属性) 調査地域内に本社等が所在する全産業の法人 (抽出枠) 事業所母集団データベースを基に独自に整備した法人土地・建物基本調査母集団名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 2,300 / 約 450,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 28 年 1 月 1 日現在 (系統) 【会社法人及び会社以外の法人 (一部)】 国土交通省 - 報告者、【会社以外の法人 (一部)】 国土交通省 - 都県 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 1 回限り (実施期間) 平成 28 年 10 月上旬 ~ 12 月上旬

【調査事項】 1 . 貴法人について、2 . 土地・建物の所有状況について、3 . 貴法人が所有する土地について、4 . 建物の所有状況について、5 . 貴法人が所有する建物について

2 - 調査票 B 及び調査票 B 追加分

【調査対象】 (地域) 秋田県、東京都、愛知県、岡山県、徳島県 (単位) 法人 (属性) 調査地域内に本社等が所在する全産業の法人 (抽出枠) 事業所母集団データベースを基に独自に整備した法人土地・建物基本調査母集団名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 50 / 約 1,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 28 年 1 月 1 日現在 (系統) 【会社法人及び会社以外の法人 (一部)】 国土交通省 - 報告者、【会社以外の法人 (一部)】 国土交通省 - 都県 - 報告者

【周期・期間】 (周期) 1 回限り (実施期間) 平成 28 年 10 月上旬 ~ 12 月上旬

【調査事項】 1 . 所有土地の用途別所在地、2 . 土地の用途、3 . 件数、4 . 土地面積の合計

3 - 調査票C及び調査票C追加分

【調査対象】 (地域)秋田県、東京都、愛知県、岡山県、徳島県 (単位)法人 (属性)調査地域内に本社等が所在する全産業の法人 (抽出枠)事業所母集団データベースを基に独自に整備した法人土地・建物基本調査母集団名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)200/約16,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成27年1月1日~12月31日 (系統)国土交通省-報告者

【周期・期間】 (周期)1回限り (実施期間)平成28年10月上旬~12月上旬

【調査事項】 1.土地の取得及び売却等の状況について、2.取得及び売却等した土地について(全国計)、3.都道府県毎の取得及び売却等した土地について

【調査名】 公益法人の寄附金収入に関する実態調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 30 日

【実施機関】 内閣府大臣官房公益法人行政担当室

【目的】 平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日自由民主党・公明党）において、寄附金税制の点検を行う旨決定されたことを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附に係る税額控除制度（平成 23 年度導入）の更なる有効利用の検討に資するため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）により認定されている公益社団法人及び公益財団法人における同制度の利用状況等を把握するとともに、平成 28 年度税制改正（税額控除証明取得に関する要件の緩和）に関する認識や同改正を踏まえた税額控除制度に関する意向等を把握する。また、個人資産の社会還元の仕事として、公益法人に対する現物による寄附や遺贈寄附の機会の充実が求められており、これらの検討に資するため、現物寄附の受入状況、資産寄附税制に関する意見等を把握する。

【調査の構成】 1 - 公益法人の寄附金収入に関する実態調査 調査票

【公表】 インターネット（平成 29 年 3 月）

1 - 公益法人の寄附金収入に関する実態調査 調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）法人（属性）公益社団法人及び公益財団法人（抽出枠）内閣府が把握している公益社団法人及び公益財団法人の認定処分（内閣府又は都道府県が行政庁として処分）の実績により作成された母集団名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）約 9,500（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）調査実施時点（一部の項目については、1．公益目的事業費用の額及び職員数については、平成 27 年度 1 年間の実績値、2．受入寄附金及び受入寄附者数については、税額控除証明取得の前年度、取得年度及び取得後年度の 3 年間、3．みなし譲渡所得課税の非課税申請が行われた寄附については、平成 20 年 12 月以降の実績値）（系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】（周期）1 回限り（実施期間）平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月のうち 1 か月間程度

【調査事項】 1．法人規模等（公益目的事業費用の額、職員数、実施している公益目的事業の種類） 2．税額控除対象・非対象の状況等（PST 要件緩和の認識、税額控除証明取得の意思、取得に当たっての障害等） 3．寄附の受入状況等（寄附金収入の必要性、寄附の受入形態、資産寄附税制に関する意見等）

【調査名】 青少年のインターネット利用環境実態調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 30 日

【実施機関】 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）

【目的】 青少年及びその保護者を対象に、青少年を取り巻くインターネット環境の状況等について調査し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）に基づく関係施策の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、関係施策をより効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【青少年調査票】 2 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【保護者調査票】

【公表】 インターネット及び印刷物（速報：平成 29 年 2 月中、概要及び詳細：平成 29 年 3 月下旬）

1 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【青少年調査票】

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）満 10 歳から 17 歳の青少年（抽出枠）地域及び都市規模を層化基準とした層化二段階無作為抽出法により選定（調査地点における報告者の抽出は住民基本台帳より等間隔抽出法によって行う。）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）5,000 / 約 9,570,000 （配布）調査員・オンライン （収集）調査員・オンライン （記入）自計・他計併用 （把握時）調査の実施期間において報告者が報告を求められた時点現在 （系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 回限り （実施期間）平成 28 年 11 月上旬～12 月中旬の 30 日間

【調査事項】 1 . 青少年のインターネット利用状況、 2 . インターネットの使い方

2 - 青少年のインターネット利用環境実態調査【保護者調査票】

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）満 10 歳から 17 歳の青少年の保護者（抽出枠）青少年調査票につき選定された報告者の同居の保護者を選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）5,000 / 約 19,140,000 （配布）調査員・オンライン （収集）調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）調査の実施期間において報告者が報告を求められた時点現在 （系統）内閣府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 回限り （実施期間）平成 28 年 11 月上旬～12 月中旬の 30 日間

【調査事項】 1. 保護者のインターネット利用状況、2. 子どものインターネット利用
状況、3. インターネットの使い方

【調査名】 たばこ関連産業の実態等に関する調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 30 日

【実施機関】 財務省理財局総務課たばこ塩事業室

【目的】 たばこ小売販売業者の経営実態を調査し、財政制度等審議会の中間報告で求められている「(JT 株の)売却額や売却時期に応じた小売店などへの影響等」を正確に把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - たばこ関連産業の実態等に関する調査票

【公表】 インターネット(平成 29 年 5 月)

1 - たばこ関連産業の実態等に関する調査票

【調査対象】 (地域)全国(沖縄を除く。)(単位)事業所(属性)たばこ小売販売業の許可を受けている事業所(抽出枠)製造たばこ小売販売業許可台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出(客体数/母集団数)10,800/約 247,000(配布)郵送(収集)郵送(記入)自計(把握時)直近の事業年度(1年間)(系統)財務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間】(周期)1 回限り(実施期間)平成 28 年 5 月 ~ 6 月

【調査事項】 1. 販売店コード、2. たばこ小売販売の許可者名義(氏名又は商号)、営業所所在地及び住所、3. たばこ小売販売の許可(指定)を受けた年、4. 経営形態、5. 店舗の経営(従業者、年齢、後継予定者)、6. 営業形態(業種、販売形態、営業時間)、7. 経営状況(売上規模及び店舗外収入、自動販売機による売上、今後の事業展開)、8. 記入者氏名、連絡先

【調査名】 中京都市圏物資流動調査

【承認年月日】 平成 28 年 9 月 30 日

【実施機関】 国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室

【目的】 中京都市圏の物流交通の実態を総合的に把握するため、都市圏の物の動きについて、事業所属性、物資の品目、発着施設、輸送手段、中継の場所等について多面的に捉え、総合的な都市交通計画の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中京都市圏物資流動調査 調査票

【公表】 インターネット（速報：平成 29 年 11 月、確報：平成 31 年 3 月末）

1 - 中京都市圏物資流動調査 調査票

【調査対象】 （地域）中京都市圏：岐阜県・愛知県・三重県の 3 県の一部（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「運輸業、郵便業」のうち、中分類「道路貨物運送業」、「航空運輸業」、「倉庫業」に属する全事業所、「製造業」、「卸売業、小売業」、「学术研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所から抽出した事業所（抽出枠）平成 26 年経済センサス活動調査

【調査方法】（選定）全数及び無作為抽出（客体数 / 母集団数）35,855 / 376,937（配布）郵送・職員（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成 28 年 9 月～10 月の任意の 1 日（系統）配布：（訪問配布）国土交通省 - 3 県 1 政令市 - 報告者、（郵送配布）国土交通省 - 3 県 1 政令市 - 民間事業者 - 報告者、収集：報告者 - 民間事業者 - 3 県 1 政令市 - 国土交通省

【周期・期間】（周期）1 回限り（実施期間）平成 28 年 10 月～11 月

【調査事項】 1．事業所概況（事業所属性、物資活動属性）、2．事業所で積み・荷降ろしをしない物資輸送の実態（搬入元及び搬出先属性、物資属性、輸送特性）、3．搬入実態（搬入時期、搬入元属性、物資属性、輸送特性）、4．搬出実態（搬出時期、搬出先属性、物資属性、輸送特性）

4 届出統計調査の届出

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
(1) 新規	ひょうご食生活実態調査	H28.9.2	兵庫県健康福祉部健康局健康増進課	兵庫県民の食生活の状況及び県健康づくり推進実施計画(県健康増進計画)等の進捗状況を把握し、適切な栄養・食生活改善及び食育推進に関する施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	兵庫県全域	3	1,750世帯	全数 無作為抽出	調査員	5年	平成28年10月1日～11月30日
	日常生活や安全安心に関する意識調査	H28.9.5	東京都青少年・治安対策本部 総合対策部安全・安心まちづくり課	高齢者の万引きに関し、日常生活と安全安心に関する意識調査を行い、万引き防止の手がかりを得ることを目的とする。	都内2地域(世田谷区、八王子市)都内全域	3	2,600人	全数 無作為抽出	郵送 その他(警察官)	1回限り	平成28年9月5日～11月30日
	新潟県青少年健全育成実態調査	H28.9.5	新潟県福祉保健部児童家庭課	社会変化に対応した青少年健全育成施策を推進するため、家庭及び地域社会における青少年の生活実態や意識の傾向並びにその保護者の教育的態度や関心を調査し、今後の青少年育成に関する施策の推進に資することを目的とする。	新潟県全域	3	2,460人	有意抽出	郵送	3年	平成28年9月9日～9月21日
	神奈川県営水道についてのお客さま意識調査	H28.9.8	神奈川県企業庁企業局水道部経営課	神奈川県営水道のお客さまの水使用に関する動向や意識、県営水道についてのご意見やご要望を把握し、今後の事業運営や経営計画策定の際の基礎資料とすることを目的とする。	神奈川県営水道給水区域(12市6町)	1	5,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	3年	平成28年11月1日～11月15日
	神奈川県営水道についての事業所調査	H28.9.8	神奈川県企業庁企業局水道部経営課	神奈川県営水道の多量使用者である事業所の水使用に関する動向や意識、県営水道についてのご意見やご要望を把握し、今後の事業運営や経営計画策定の際の基礎資料とすることを目的とする。	神奈川県営水道給水区域(12市6町)	1	853事業所	全数	郵送	3年	平成28年11月1日～11月15日
	多様な働き方等労働環境実態調査	H28.9.8	長野県産業労働部労働雇用課	長野県の働きやすい労働環境の整備のため、県内事業所における就業形態の多様化の現状及び障がい者の雇用の実態等を把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	長野県全域	2	4,000事業所 2,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期	平成28年9月中旬～11月中旬
	宮崎県建設工事及び建設関連業務コスト調査	H28.9.8	宮崎県県土整備部技術企画課技術評価担当	宮崎県が発注した工事及び業務について、最終の工事費等を分析し、採算性の現状を明らかにし、最低制限価格のあり方を検討することを目的とする。	宮崎県全域	7	590企業	無作為抽出	郵送	不定期	平成28年9月～平成29年3月
	平成28年熊本地震被災者アンケート調査	H28.9.9	熊本市政策局復興部生活再建支援課	平成28年熊本地震における被災者の生活再建及び住宅再建の進捗状況や課題等を把握し、今後の支援策を検討することを目的とする。	熊本市全域	1	2,000世帯	無作為抽出	郵送	半年	4月、9月のそれぞれ翌月末
	栄養摂取状況調査方法の関連調査	H28.9.9	沖縄県保健医療部健康長寿課	県民健康・栄養調査で実施している食事秤量法と、それとは別の食事調査法の一つである食事暦法との2つの調査方法における相関式を得ることを目的とする。	沖縄県全域	1	1,700人	無作為抽出	職員	1回限り	平成28年10月～12月中旬
	平成28年札幌市健康・栄養調査	H28.9.9	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	札幌市民の食生活の実態を把握し、第2次札幌市食育推進計画及び健康さっぽろ21(第二次)の評価を行うとともに、今後の栄養改善及び食育推進となる、第3次札幌市食育推進計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	札幌市全域	1	2,000世帯	無作為抽出	調査員 郵送	1回限り	平成28年10月1日～11月30日
	サービス付き高齢者向け住宅に関する調査	H28.9.12	愛知県健康福祉部医療福祉計画課	愛知県内に居住する高齢者の、サービス付き高齢者向け住宅等に関するニーズを把握し、本県における高齢者が安心して暮らせる住まいの確保策の検討に資することを目的とする。	愛知県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年10月7日～10月21日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
	長野都市圏パーソナリティ調査(1週間連続調査)	H28.9.14	長野県建設部都市まちづくり課	長野都市圏において、様々な交通手段の利用実態を総合的に捉えるために都市圏全体でパーソナリティ調査を実施するが、調査実施日が特定の平日1日であり、高齢者などの数日に一度しか行動しない人の行動データの取得が課題となっている。また休日の交通行動や曜日変動などの把握も今後の都市交通を検討する上では非常に重要である。本調査は、パーソナリティ調査を補完するため1週間連続の交通行動を把握することを目的とする。	長野市全域	2	1,589世帯 4,050人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成28年10月下旬～11月上旬
	大阪府・市産業連関表作成基礎調査	H28.9.15	大阪府総務部統計課情報分析グループ大阪府都市計画局企画振興部	平成27年大阪府産業連関表及び大阪府産業連関表を作成するにあたり、大阪市内に所在する卸売業及びサービス業の事業所について、府外や市外との商品・サービスの仕入・販売・売上等の状況を把握し、同表作成の基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	2	4,332事業所	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	原則として 5年	平成28年11月1日～11月30日
	愛知県環境学習等行動計画に関するアンケート	H28.9.16	愛知県環境部環境活動推進課	愛知県環境部では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号)第8条の規定に基づき、平成25年2月に「愛知県環境学習等行動計画」を策定したところである。今回、アンケートにより、事業者、NPO、市町村、小中高等学校・特別支援学校、幼稚園、大学における環境学習や環境教育に関する平成27年度の取組状況を把握し、行動計画の進捗管理及び評価を行うことを目的とする。	愛知県全域	6	416人 279法人 54市町村 1,278校 421幼稚園 72大学	全数	郵送 オンライン FAX	1回限り	平成28年10月上旬～10月中旬
	愛媛県介護サービス事業所及び介護従事者ニーズ調査	H28.9.16	愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課	介護事業所及び介護従事者の業務支援等に関する有益な情報を提供することを目的としたスマートフォンアプリ及びPCサイトの介護従事者向けコンテンツの作成に向け、必要としている研修等の情報や使用している情報機器等の実態・ニーズを把握することを目的とする。	愛媛県全域	2	2,829事業所 2,829人	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年10月25日～11月11日
	堺市の製造業の持続的発展に向けたアンケート調査	H28.9.16	堺市産業振興局商工労働部産業政策課	堺市の製造業事業所を対象に、現在の課題や他企業との連携状況、堺市に立地するメリット等についてアンケート調査を実施し、堺市産業が持つ強みを磨き、かつ最大限に生かす効果的な政策立案のための基礎資料とすることを目的とする。	堺市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年10月24日～11月18日
	「お口の健康」と「食育」に関するアンケート	H28.9.23	大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課	大阪府民の食生活・生活習慣及び歯の健康に関する現状を把握し、大阪府歯科口腔保健計画及び第2次大阪府食育推進計画の評価の基礎資料とすることを目的とする。	大阪府全域	1	950人	無作為抽出	調査員	4年	平成28年10月26日～12月9日
	平成28年市民健康・栄養調査	H28.9.23	広島市健康福祉局保健部保健医療課	市民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、広島市健康づくり計画「元氣じゃけんひろしま21(第2次)」に基づく施策の中間評価を行うとともに、市民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	広島市全域	3	985人	無作為抽出	調査員	1回限り	平成28年10月26日～12月26日
	地下水揚水量実態調査	H28.9.26	富山県生活環境文化部環境保全課	富山県内平野部における地下水の利用実態及び将来の動向、揚水設備設置者の地下水に関する意識等を把握することを目的とする。	富山県内平野部全域	3	5,000事業所	全数	調査員	概ね5年	平成28年10月14日～12月28日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の 様式数	客体数(注)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は 調査票の提出期限
	「関門連携ものづくり推進事業」に関するアンケート	H28.9.26	北九州市産業経済局新成長戦略推進部産業政策課	関門連携による産業高度化や新たな産業集積可能性など、必要とされる産業インフラ等についての調査を行うことによって現状を把握し、今後の施策の基礎資料とすることを目的とする。	北九州市及び下関市全域	1	200事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成28年10月1日～10月15日
	在住外国人実態調査	H28.9.28	愛知県県民生活部社会活動推進課	社会・経済情勢の変化に伴い、外国人の受入環境が急速に変化している中、近年、愛知県では、外国人県民の永住化、多国籍化等の傾向が見られている。こうした現状を踏まえ、多様化する在住外国人の生活の実態や課題を把握することを目的とした調査を行い、本県が平成29年度に予定している新「あいち多文化共生推進プラン」(仮称)の策定に向けた基礎データとすることを目的とする。	愛知県全域	1	8,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成28年10月末～11月
	宮城県歯と口腔の健康実態調査	H28.9.29	宮城県保健福祉部健康推進課	宮城県民の歯と口腔の健康実態と生活習慣や歯科保健行動との関係性等を把握し、「宮城県歯と口腔の健康づくり計画」の取組状況及び各目標の最終評価並びに次期計画策定に向けた見直しに係る基礎資料とし、今後の歯科保健施策の推進に資することを目的とする。	宮城県全域	2	1,200人	無作為抽出	調査員	約5年	平成28年10月～11月
	障害児者・要介護者の歯科診療に関する調査	H28.9.30	青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課	青森県内の障害児者・要介護者に対する歯科診療(訪問診療含む)の実施状況等を調査し、障害児者・要介護者の実態やニーズに的確に応じた体制の確立に向けた検討資料を作成することを目的とする。	青森県全域	2	582医院	全数	郵送 FAX	1回限り 1年	平成28年11月1日～11月30日 毎年11月1日～11月30日
	海外展開動向調査	H28.9.30	奈良県産業・雇用振興部産業政策課	奈良県内企業の国際取引の実態、海外展開の状況、海外進出のニーズ・意向及び今後の展望等を把握することで、海外市場の一層の獲得をはじめ、海外展開を促進するための体制整備を図るための施策につなげるほか、県内企業が有する優れた技術や商品を首都圏や海外に向けて組織的に売り込んでいくための基盤づくりに活かすことを目的とする。	奈良県全域	1	2,007企業	有意抽出	調査員 郵送	1回限り	平成28年10月17日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
(2) 変更	青森県県民健康・栄養調査	H28.9.1	青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課	青森県民の食生活や健康状態、健康に関する意識等を把握して、保健・医療施策の基礎資料を作成すること及び青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」の中間評価に向け、現状値を把握することを目的とする。	青森県全域	4	1,400人	無作為抽出 有意抽出	職員	5年	平成28年10月～11月
	奈良県商品流通調査	H28.9.1	奈良県総務部知事公室統計課	産業連関表作成のための基礎資料を得るため、都道府県相互における商品流通状況を明らかにし、奈良県が作成する「平成27年奈良県産業連関表」、及び各都道府県が作成するそれぞれの産業連関表のための基礎資料とすることを目的とする。	奈良県全域	1	630事業所	有意抽出	郵送	原則として5年	平成28年10月1日～11月30日
	県民健康・栄養調査 (変更前の名称：平成22年度群馬県民健康・栄養調査)	H28.9.5	群馬県健康福祉部保健予防課	群馬県民の食物摂取状況や生活習慣状況の実態を明らかにし、栄養改善をはじめとする県民の健康づくり対策について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	群馬県全域	5	66,700人	無作為抽出	調査員	不定期(原則として5年)	平成28年10月1日～11月30日
	県民消費動向調査	H28.9.5	高知県商工労働部経営支援課	高知県の消費者の買い物行動や消費者意識、インターネットの利用状況などを調査し、商業・商店街の活性化とまちづくりの観点からの商店街・商業集積の形成を図るうえでの参考資料にするとともに、高知県における商業振興に係る基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	10,000人 10企業	無作為抽出 有意抽出	職員 調査員 郵送	5年	平成28年10月1日～平成29年1月31日
	北九州市障害児・者実態調査	H28.9.5	北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課	平成29年度に策定する「(仮称)北九州市障害者支援計画」の基礎資料とするとともに今後の障害福祉施策の参考とするために、北九州市内に在住する障害児・者を対象に、その生活実態や本市の障害福祉施策に関する要望などについての調査・分析を行うことを目的とする。	北九州市全域	6	5,600人	無作為抽出 有意抽出	郵送	3年	平成28年10月3日～10月末
	県民健康・栄養調査	H28.9.6	宮崎県福祉保健部健康増進課	宮崎県民の健康状態や栄養摂取等の実態を把握することにより、健康と栄養の関係を明らかにし、本県の健康づくり推進の各種施策の方向性を明らかにするためのデータを得ることを目的とする。	宮崎県全域	9	1,760人	全数 無作為抽出	職員 調査員 郵送	不定期(原則5年)	平成28年9月末～11月30日 平成28年10月1日～11月30日 平成28年12月中
	茨城県総合がん対策推進モニタリング調査	H28.9.7	茨城県保健福祉部保健予防課	茨城県民の栄養摂取状況、生活習慣及びがんに関する意識・行動の状況の実態を把握し、「茨城県総合がん対策推進計画 第三次計画」及び「第2次健康いばらき21プラン」の効果を確認するとともに、次期計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	茨城県全域	4	8,500人	無作為抽出	調査員	概ね5年	平成28年10月上旬～11月下旬
	大阪府労働関係調査	H28.9.7	大阪府商工労働部総合労働事務所南大阪地域労政課	大阪府内の民間事業所に働く労働者について、就業形態別に労働時間、年間有給休暇、時間外労働等、労働条件等の実態を把握し、労務改善のための基礎資料や労働関係諸機関等の施策の参考に資することを目的とする。	大阪府全域	1	6,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年10月上旬～11月7日
	新潟県子どもの貧困実態調査(子育て世帯調査)	H28.9.8	新潟県福祉保健部児童家庭課	支援を要する緊急度の高い子どもや親に優先的に施策が講じられ、より効果的な支援が実施されるよう、子どもの貧困に関する実態を把握し、必要な施策の推進につなげることを目的とする。	新潟県全域	1	3,000世帯	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年9月12日～10月3日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の 様式数	客体数(注)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は 調査票の提出期限
	県民健康・栄養実態調査	H28.9.8	新潟県福祉保健部健康対策課	新潟県民の生活習慣の状況等を把握し、健康にいがた21等計画の評価指標の進行管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	3	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年11月1日～11月30日
	県民健康基礎調査	H28.9.8	静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課	静岡県民の健康状態、食品・栄養摂取状況、身体状況及び生活習慣等について調査を実施し、県の健康づくりの方策を講ずる基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	4	1,000世帯 3,100人	無作為抽出	調査員	不定期(3～5年)	平成28年10月1日～11月30日
	長崎県健康・栄養調査	H28.9.8	長崎県福祉保健部国保・健康増進課	長崎県民の健康状態・栄養摂取量等の把握を行うとともに実態を明らかにし、今後の健康増進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	長崎県全域	3	5,600人	無作為抽出	調査員 その他(保健所職員)	5年	平成28年10月1日～12月15日
	川崎市製造業商品出荷地域等調査	H28.9.8	川崎市総務企画局情報管理部統計情報課	製造業の川崎市域内外取引の状況を調査し、平成27年川崎市産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	川崎市全域	1	130事業所	有意抽出	調査員 郵送 オンライン FAX	原則として5年	平成28年10月上旬～11月下旬
	千葉県製造業出荷先地域調査 (変更前の名称:千葉県商品流通調査)	H28.9.9	千葉県総合企画部統計課	平成27年千葉県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	1	1,400事業所	有意抽出	郵送	5年	平成28年10月20日～12月20日
	東京都福祉保健基礎調査	H28.9.9	東京都保健福祉部総務課	東京都内における各世帯及び世帯員の生活実態と意識を把握することにより、東京都における福祉・保健施策充実のための基礎資料を作成することを目的とする。	東京都全域	2	6,000世帯 当該世帯に属する満20歳以上の世帯員	無作為抽出	調査員	1年	毎年10月中旬～11月中旬
	県民健康・栄養調査	H28.9.9	沖縄県保健医療部健康長寿課	沖縄県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、沖縄県健康増進計画「健康おきなわ21(第2次)」をはじめとする総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	沖縄県全域	4	約12,600人	無作為抽出	職員	5年	平成28年10月～12月中旬
	京都府民健康・栄養調査	H28.9.12	京都府健康福祉部健康対策課	府民の生活実態や意識を把握し、評価・分析することにより、「京都府保健医療計画」及び「きょうと健やか21」の現状値を把握し、地域における健康づくりや生活習慣病予防等の具体的な取組を進めるための基礎資料とすることを目的とする。	京都府全域	4	8,500人 1,440世帯	無作為抽出	調査員 郵送	不定期(原則5年)	平成28年10月1日～11月30日
	和歌山県商品流通調査	H28.9.15	和歌山県企画部企画政策局調査統計課	製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の取引状況と、主要な販売先業種を把握し、平成27年和歌山県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	和歌山県全域	1	730事業所	有意抽出	郵送	5年	平成28年11月7日～12月28日
	県民健康・栄養調査	H28.9.16	山形県健康福祉部健康長寿推進課	山形県民の食生活や生活習慣の実態を把握し、健康づくりや生活習慣病予防対策の基礎資料を得るとともに、「健康やまがた推進プラン」の中間評価の資料とすることを目的とする。	山形県全域	2	11,500人	無作為抽出	調査員 その他(保健所職員)	4～6年	平成28年10月～平成29年1月
	京都府母子・父子世帯実態調査 (変更前の名称:平成23年度京都府母子・父子世帯実態調査)	H28.9.16	京都府健康福祉部家庭支援課	母子・父子世帯の生活実態及びニーズ等を把握し、これらの世帯に対する福祉の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	京都府全域(京都市を除く。)	1	10,000世帯	全数	調査員	不定期	平成28年10月1日～10月21日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の 様式数	客体数(注)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は 調査票の提出期限
	福岡県ひとり親世帯等実態調査 (変更前の名称:平成23年度母子世帯等実態調査)	H28.9.16	福岡県福祉労働部 児童家庭課	ひとり親世帯等の福祉施策の充実及び効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	福岡県全域 (北九州市及び福岡市並びに久留米市を除く。)	3	6,250世帯	無作為抽出	調査員 郵送	5年	平成28年10月25日～ 11月15日
	相模原市産業連関表作成のための特別調査	H28.9.16	相模原市企画財政局 企画部企画政策課 さがみはら都市みらい研究所	製造業及びサービス業等の市域内外取引の状況を調査し、相模原市産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	相模原市全域	2	600事業所	全数 有意抽出	郵送 オンライン FAX	5年	平成28年11月～12月
	奈良県産業廃棄物等実態調査	H28.9.20	奈良県くらし創造部 景観・環境局廃棄物対策課	奈良県内に所在する事業所の事業活動に伴って生じる産業廃棄物の量、種類及びこれらの処理・処分等の実態を調査して現状を把握・推計し、将来における産業廃棄物の量及び種類を予測することにより、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に定める「産業廃棄物処理計画(次期奈良県産業廃棄物処理計画)」策定のための基礎資料を作成することを目的とする。	奈良県全域	5	3,000事業所	有意抽出	郵送	5年	契約締結日～平成29 年3月16日
	佐賀県商品流通調査	H28.9.20	佐賀県総務部統計 分析課	平成27年佐賀県産業連関表を作成するための基礎資料として、佐賀県内事業所の各商品の輸出及び移出における本県からそれ以外の地域への出荷状況及び主要な販売先業種等を把握することを目的とする。	佐賀県全域	1	590事業所	有意抽出	郵送	5年	平成28年11月1日～11 月30日
	広島県歯科保健実態調査	H28.9.23	広島県健康福祉局 健康対策課	広島県民の歯科保健に関する意識及び生活習慣等並びに歯と口の健康状態を把握し、8020運動(歯科保健推進事業)の種々の対策の効果検証や、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画で設定した目標の達成度の判定を行い、今後の歯科保健医療対策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	広島県全域	2	3,000人	無作為抽出	郵送	概ね5年	平成28年10月17日～ 11月15日
	福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査	H28.9.23	福岡県福祉労働部 労働局雇用開発課	福岡県内の民間事業所の経営者、男女正規従業員及びパートタイム労働者を対象として、雇用管理、育児・介護休業制度の運用状況、均等処遇(賃金や格差の実態)、ワーク・ライフ・バランス、セクシュアルハラスメント等の実態と意識を把握し、仕事と家庭の両立ができる就業環境の整備や男女共同参画社会の推進に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	福岡県全域	4	1,500事業所 7,500人	無作為抽出	郵送	3年	平成28年10月1日～平 成29年3月31日
	消費購買動向調査	H28.9.26	福島県商工労働部 商業まちづくり課	商圏構造や消費購買動向等の実態を把握し、今後の商業施策の参考とすることを目的とする。	福島県全域	1	25,000世帯	有意抽出	教育委員会、公立中 学校長に 配布・回収	3年	平成28年10月26日～ 11月9日
	県民健康づくり調査	H28.9.26	福岡県保健医療介 護部健康増進課	福岡県健康増進計画「いきいき健康ふくおか21」の進捗状況を把握するために、県民の身体の状況、栄養摂取状況及び生活習慣や、健康づくりに関する意識を明らかにする実態調査を実施し、分析結果を踏まえ中間評価に反映させることを目的とする。	福岡県全域	4	5,444人	無作為抽出	その他(教育委員会、 公立中学校)	5年	平成28年10月1日～11 月30日
	沖縄県商品流通調査	H28.9.26	沖縄県企画部統計 課	沖縄県における主要な商品について、その流通状況などを把握し、「沖縄県産業連関表」を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	沖縄県全域	1	370事業所	有意抽出	郵送	5年	平成28年10月24日～ 11月30日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の 様式数	客体数(注)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は 調査票の提出期限
	川崎市高齢者実態調査	H28.9.26	川崎市健康福祉部 長寿社会部高齢者 事業推進課	平成30年度から平成32年度までの3か年にかかる高 齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための 基礎資料とすることを目的とする。	川崎市全域	6	33,000人 1,755箇所	全数 無作為抽出	郵送	3年	平成28年10月24日～ 11月28日 平成28年11月1日～11 月30日
	県民生活習慣実態調査	H28.9.28	岩手県保健福祉部 健康国保課	岩手県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣及び 健康に関する意識等を調査し、健康いって21プラン (第2次)及びイー歯トップ8020プランの評価並びに 県民の健康増進の総合的な推進を図るために必要な 基礎資料を得ることを目的とする。	岩手県全域	5	600世帯 1,500人	無作為抽出	調査員	5年	平成28年11月1日～11 月30日
	宮城県県民健康・栄養調 査 (変更前の名称:宮城県県 民健康調査)	H28.9.29	宮城県保健福祉部 健康推進課	宮城県の総合的な健康づくり指針である「第2次みや ぎ21健康プラン」の中間時点での各目標の達成状況 を評価し、計画最終年である平成34年度での各目標 の達成に向けた事業の見直しや、より効果的な取組 方策についての方向性を導き、今後の施策の一層の 推進を図るための基礎データとすることを目的とする。	宮城県全域	3	5,800人	無作為抽出	調査員 郵送	5年	平成28年10月1日～11 月30日
	福岡市商品流通調査 (変更前の名称:福岡市物 資流通調査)	H28.9.29	福岡市総務企画局 企画調整部統計調 査課	福岡市における商品の流通状況を把握し、福岡市産 業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目 的とする。	福岡市全域	2	600事業所	有意抽出	郵送	5年	平成28年10月1日～11 月30日
	県民の健康に関するアン ケート	H28.9.30	埼玉県保健医療部 健康長寿課	埼玉県の健康増進計画である埼玉県健康長寿計画 及び埼玉県食育推進計画の推進状況を把握するの に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	埼玉県全域	1	698人	無作為抽出	調査員	1年	毎年11月1日～11月30 日
	大阪府産業連関表作成の ための商品流通調査	H28.9.30	大阪府総務部統計 課	地域間における商品流通状況を把握し、「平成27年 大阪府産業連関表」を作成するための基礎資料を得 ることを目的とする。	大阪府全域	1	5,000事業所	有意抽出	郵送 オンライン	原則として 5年	毎年11月1日～11月30 日

注1) 「対象地域」「客体の選定方法」「調査方法」、「周期」又は「調査の実施期間又は調査票の提出期限」が複数ある場合には、全てを記載している。

注2) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。('のべ'の場合もある。)